

# 松浦氏の領国支配

外山幹夫

## はしがき

松浦党の一族が、肥前西部の九州本土部から、はては彦岐・平戸、さらに五島列島の一部の島嶼にわたり、広域に散在割拠していたことは周知の事実である。そして、その党的性格及び活動については多くの研究成果がある。

しかし、この中から、平戸に本拠を置く松浦平戸氏が戦国大名へと成長し、領国支配を展開していたことについては、遺憾ながら殆ど解明されていない。もともと、松浦隆信治世下の天文十九年、平戸にポルトガル船が初めて入港し、同年またイエズス会の宣教師フランシスコ・ザビエルがこれを機に平戸に入部し、以後この地においてポルトガル貿易が永禄四年をもって以後殆ど途絶するまで続けられ、またキリスト教がこの地に弘布展開をみるに至った側面については、これまで多く論及されて来た。

一方、その戦国大名としての領国統治の実態については、藤野保氏が「永禄田帳」によって、彦岐国の実情を中心に論ぜられた<sup>2</sup>だけに止まっている。それは、根本的には史料の制約による点が少ないといわねばならない。

小稿はこうした情況に鑑み、松浦平戸氏の戦国大名化の経緯、及び領国支配の実態、その間にあって、松浦隆信が制定したとされる「御条目」について、いささか検討しようとするものである。

## 一 松浦平戸氏の発展

### 1 松浦隆信以前について

松浦党の出自については必ずしも明らかではない。さらにその一族が、後世作成された系図・系譜のうち果していかほどであったかについても十分明らかではない。ただ戦国大名松浦氏が、平戸を本拠とする松浦党の流を汲むものであることは疑いをいれない。すでに鎌倉時代弘安六年三月二十五日当時、大嶋又次郎・志佐三郎入道、その他と共に平戸平五郎という者が、同じく平戸島の津吉円性房と共にその名を現わしている。従って同氏はもと平戸氏であり、南北朝・室町時代における同氏の呼称は、松浦平戸氏といふべきものであろう。この松浦平戸氏が、単に専ら松浦氏と称するようになった時期の特定は容易ではないが、おそらくも戦国期の隆信期までのうちのことと思われる。

南北朝末期の永徳四年二月二十三日付の下松浦住人等一揆契諾<sup>6</sup>状態によれば、その加盟者として、「源湛（花押影）」・「石見守武（花押影）」とあり、ここに平戸湛・平戸武の名を見ることが出来る。これを初めとして、同文書には、同じく平戸島に本拠を置く者として、さらに「因幡守安」・「但馬守重（花押影）」とあり、津吉の地に津吉安、志自岐の地に志自岐重がいたことが記

される。平戸島周辺に目を移すと、後年戦国時代の松浦氏の家臣に組み込まれる大野氏については、「若狭守広(花押影)」として大野広、平戸島の対岸で九州本土西端の田平には、「駿川守定(花押影)」として、田平定がいた。また平戸の隣に位置する生月島については、「常陸守景世(花押影)」・「伊勢守(花押影)」・「大和守授(花押影)」とあり、ここに生月景世・生月伊勢守・一部授等の者がみえる。さらに大島に関しては、「伯耆守徳(花押影)」として、大島徳という者が知られる。これらは松浦平戸氏の発展の過程で、種々の意味で深く関わったと思われ、注目しておかねばならない。

松浦平戸氏の戦国大名化は、基本的には主として、松浦党の諸氏、就中、平戸島及びその周辺の諸氏の追討、或いは制圧による被官化等を通して達成されたと思われる。この点に関しては、いわゆる良質の同時代史料が乏しく、その反面、後世の史料に多くの記述があるが、それをどこまで信ずべきかについては俄かに判断することは困難である。その間にあつて、『大曲記』は戦国期の松浦氏の家臣大曲藤内の著になるもので、その戦国期の記述は信頼性が高いといえよう。しかし、これとても、戦国期以前の記述については慎重な扱いを要する。

『大曲記』によると、松浦隆信の父興信に関し、「興信の御代にも過分の御知行相かさなり候也」とあり、多くの知行地(所領)が手中に帰したとし、これがそれ以前からの状況であつたことを示唆している。そしてこれを裏付ける記述が前後にみえる。いまその記述を簡単に追ってみよう。

まず十五世紀中期、『李朝実録』によると、「源義」を称する三名の者が記される。このうち、「肥前州太守」<sup>(9)</sup>、「肥前州平戸寓鎮肥

州太守」<sup>(11)</sup>という肩書の者がみえる。この人物が松浦平戸義(是興)であるらしい。彼は永享七年から寛正五年にかけて、延べ七回朝鮮通交を行なっている。<sup>(12)</sup>『大曲記』<sup>(13)</sup>は、彼の時代(年代未詳)、宇久(宇久町)・津吉(平戸市)・紐差(同)各氏と、生月(生月町)三人衆が義を襲撃した。よつて義はこれに反撃し、紐差氏を追討し、紐差の地を収めた。これが、彼の「押領地」の始めであるとする。なおこの時、大嶋伯耆守親子が義に与力したともいう。

義の長子弘は田平氏(田平町)の養子となり、二男豊久が家督を嗣いだ。その後、豊久の長子昌が田平弘の養子となり、二男弘定が家督となった。これは山口の雄大内政弘の偏諱弘を得たものである。弘定時代、生月三人衆が帰服し、そのため弘定は、平戸島の三カ村と生月島を進退することとなった。

一方、田平弘と養子昌は不和となり、そのため弘は平戸に来住のうえ、所領は昌に譲らず、弘定に与えた。こうしたことから、一時弘定と兄昌は互に敵対関係に陥つた。弘定は大島胤政の支援の下に昌を攻め、これを出奔させた。よつて弘定は田平・江迎の両村を手中にした。また御厨祐忠は弘定の舅子であつて不仲であつたが、その配下の者が御厨氏を捨て弘定の下に走つた。そのため御厨父子は出奔した。そのため御厨の地も弘定の有に帰した。そのため弘定は所領を増大させ、「武者」と人々からいわれるに至つた。

田平昌は高来郡の有馬尚純を頼つた。尚純は、大村・佐々(佐々町)両氏と謀り、数年後平戸へ攻め込んだ。よつて弘定は平戸を脱し、箕坪城(平戸市主師町)を経て、大島、さらに遠く筑前箱崎(福岡市)に逃れ、大内義興を頼つた。この間、弘定の「老中」平山越中守は有馬方に寝返つた。箕坪城は大島胤政がわずかに

守ったが、遂にこれも有馬氏方に寝返った。こうして弘定の配下の多くが田平昌の下知のもと有馬方となった。昌は有馬尚純の偏諱を受けて純本と改名した。

しかし、弘定が大内氏の配下に入ったため、その威を恐れた有馬方に就いた者達も、やがては弘定を奉じ、平戸に帰還した。こうしたことから、弘定と純本も和与し、純本の長子興信を婿に迎えて嗣子とした。また純本も松浦党の一つ志佐氏に入嗣し、田平の地は興信に与えた。これによって田平は松浦平戸氏の有に帰した。

また佐々(佐々町)の地は、佐々氏の一族吉田氏が弘定の三番目の弟大野定久に与えたため、弘定は勞せずして、これも支配下に組み込んだ。次いで弘定は、相神浦(佐世保市)に眼を向け、大智庵城主松浦相神浦政(昌)を急襲してこれを討った。こうして弘定は、「武運は世にすくれて、西国にては人におちられさせたまふ」有様であった。

弘定の兄志佐純本(田平昌の改名)の子で、弘定の嗣子として松浦平戸氏となった興信とは、大内義興の偏諱を得たものである。弘定には女子一人あるのみであったが、兄純本には多くの男子があつた。興信の他、二男純次は志佐氏を嗣ぎ、三男兵庫助は桃野氏を嗣ぎ、四男定治は世知原氏を嗣ぎ、そして五男安房守は深江氏に入嗣させ、これを志佐氏の配下とする筈であつたが、彼は興信の配下となった。このため志佐純次と興信は一時敵対関係になり、興信が純次の直谷城を攻撃するなどがあつたが、その後和与した。

興信は、まず江迎の地を「押領」した。五島では宇久盛定が玉ノ浦氏の謀叛によつて一時平戸に逃れていたが、興信は大野定久

を大将として五島に玉ノ浦氏を追討させた。よつて盛定は五島に復し、中五島で「塩釜十四、五軒」を興信に贈った。また興信は大内義興を援け、筑前内林に百町程の知行を与えられた。さらに杵岐河北・中郷の両所を波多氏から譲られた。この他、度島は山代氏の知行地であつたが、これも「押領」した。こうして、興信もまた多くの所領を獲得した。

以上のように、「大曲記」によると、松浦平戸氏は南北朝・室町時代にあつて、早く義(是興)が、宇久・津吉・紐差各氏によつて一時攻撃される等があつたものの、紐差氏を逆襲してこれを追討するなど、以後所領の増大を進めた。ことに弘定・興信二代にあつてはその成果があがり、弘定は「武辺者」とされ、周囲から恐れられた。また興信も「過分の御知行相かさなる」実績を上げたとする。その記述は、敗戦のことも隠さず、所領を「押領」したことを明白に記すなど、総じて客観的であつて、徒らに事実を歪曲しようとする姿勢は少ないもののようにみられる。度島については、籠手田安経の知行地であること後述の通りで、それが興信の「押領」後、籠手田氏に給せられたと推定されるなどの裏付けもある。後代史料の利用については慎重さが必要であつて、これらの記述は、直ちに鵜呑みできぬが、信頼性は低くない。これによれば、戦国大名松浦隆信の権力は、突如彼一代で急成長したのではなく、これ以前、特に弘定・興信二代における発展の基礎の上に成立しているとの推定を持つことはほぼ許されるものと思われる。

## 2 松浦隆信・鎮信段階

### ア 領国の形成

次に松浦隆信(道可)・鎮信(法印)段階についてみてみたい。

興信の跡を嗣いだのが隆信で、『家世伝』巻二十によると天文十年に家督となつたとしている。イエズス会の宣教師フロイスの記すところによると、家督となるについては老中間に反对者が多かつたところを、籠手田安昌に強く推されて地位を得たものである<sup>14</sup>。隆信とは周防山口の大内義隆に、また鎮信とは豊後の大友義鎮からそれぞれ偏諱を受けたものである。『大曲記』は、彼はまず松浦相神浦氏に圧迫をかけ、和与のうえ、遂に鷹島の地を譲らせた。これが隆信の「押領」の始めであるという。

この松浦相神浦親は、少貳資元の弟鎮を養子としていた。しかし永禄二年、少貳冬尚が龍造寺隆信によって滅亡させられたため、親は鎮を廃嫡し、代つて有馬貴純の五男盛を養子としていた。隆信は永禄六年以後これを相神浦の飯盛城に反復攻撃し、ついにこれを降し、盛を廃し、親も隠居させようえ、自らの三男を家督に送り込み、親と名乗らせてこれを配下とした。これは隆信としては最大の成果であつて、これによってその旧領相神浦を初め、佐世保・日宇・早岐・指方・針尾（以上佐世保市）の地を領するに至つた。永禄九年のこととみられる。

これよりさき、隆信は志佐氏に干渉を始めた。同氏は志佐純正の後、その嫡子純量と、純正の弟純元（先の純本とは別）が抗争していた。隆信は娘を純元の妻に配してこれを援け、永禄六年これを勝利に導き、傘下に収めた。

一方、永禄十一年家督を嗣いだ隆信の子鎮信は壱岐に着目した。同島では波多氏が対馬の宗氏の権を背景に実権を掌握していた。しかし鎮信は、波多氏と対立していたその家臣日高・立石両氏の内紛に介入し、日高氏らを支援して波多氏を破り、元亀二年遂に壱岐を領国とした。

#### イ 対外貿易の利益

次に、松浦隆信・鎮信期における対外貿易と、その領国形成、及びその発展について検討したい。

戦国期の平戸が、中国及びポルトガル貿易で繁栄していたとすることに<sup>16</sup>についてはこれまで多くの指摘があつてよく知られている。ただし、その貿易の詳細、及びそれが領国支配とどう関わるのかという点になると、必ずしも十分明らかではない。さらにこの間におけるキリスト教の伝播と、その弘布との関係についても同様のことがいえよう。

ポルトガル船が平戸に最初に来港したのは天文十九年のことであるが、一方、中国船の平戸来港については、これは古代以来の古く長い伝統と実績があることは論を俟たない<sup>17</sup>。それが戦国期に至り、一層多くの来港が認められるうえで注目されるのは、倭寇の頭目といわれる五峰王直の出現であろう。この点について『大曲記』に、

平戸津へ大唐より五峰と申人罷着て、いまの印山寺屋敷にからやうに屋形を立て罷住申けれハ、それをとりへにして大唐の（商之）売ない船たへせず、あまつさへ南蛮のくる船とて初て平戸津へ罷着けれハ、唐なんはんの珍物は年々満々と参候間、京堺の商人諸国皆あつまり候間、西のみやことそ人は申ける。とある。

王直の平戸来港の初めについては、これを天文十二年とする<sup>18</sup>ものと、同十四年とするものがあつて一致しない。しかし、これがポルトガル船の来港に先立つものであること、そしてそのことが以後における中国船の平戸来港に一層拍車をかけることになり、またその実績がポルトガル船の来港を促す結果となつたらしいこ

とを示唆している。

岡本良知氏によれば、ポルトガル船の平戸来港は右の天文十九年以後、同二十二年、弘治元年、同二年、同三年、永禄元年、同二年、同四年と続いた。弘治二年以降、来日する船は二艘に上ったが、その際、他の一艘がわずかに平戸以外の豊後・薩摩に入港する程度であり、永禄四年の平戸入港の船は実に五艘に上った。平戸は正しく当時ポルトガル貿易の中心地であった。宣教師ガスパル・ビレラは、弘治三年当時、

平戸は北の方にある島の首端の日本最良の港にして、ポルトガル船は多くここに入港せり。

として、そのことを裏付けている。永禄四年当時、平戸には実に九十人のポルトガル人が滞在していたという。当時の輸入品は、中国産の生糸、各種の絹織物が中心であった。ところが永禄四年八月頃、平戸の七郎宮の前で、一枚のカンガ（粗い綿布）の取引をめぐるポルトガル人と一日本人の間の紛争が発端となり、船長フェルナン・デ・ソーザ以下十四名のポルトガル人が隆信の家臣等によって殺害された（宮の前事件）。ポルトガル人は、殺人を犯した者の嚴罰を隆信に求めたが、これに対する彼の対応は誠意を欠き、そのためポルトガル人は憤慨した。これより先の永禄元年、キリスト教徒の増大によって仏僧と仏教徒が彼等と対立し、仏像を焼却した宣教師の処罰を隆信に要求することから、隆信は平戸駐在のガスパル・ビレラを領外に追放した。こうしたことから、日本布教長コスメ・デ・トルレスは、ポルトガル人を平戸から退去させた。これによって永禄五年、彼等は新たに大村純忠領の肥前横瀬浦を貿易港とすることとなった。平戸におけるポルトガル貿易は途絶したのである。『大曲記』は、

大村殿として、よこ瀬浦に町をたてて南はん船をよひ取被成候間、（中略）平戸津のゑきれんしゃもよこ瀬浦のことくひけ申候間、諸国のあきない船も平戸の瀬戸を打通り、よこ瀬浦へととをりければ、知下に居住の旅人もよこせへとなをり候間、平戸は大かた物さひしく成候事も子細有事にて候。（下略）

として、ポルトガル貿易の途絶から、平戸が衰退したことを記している。逆にいえば、ポルトガル貿易が諸国の商人の往来を招き、平戸がいかに繁栄したかを窺わせている。

一方、中国貿易についてはいかがであろうか。先に記した王直は、平戸における同国との貿易の殷賑に大きな影響を与えたが、その彼もまたわが永禄二年、中国で謀殺されたのであるが、そのことは平戸における中国貿易に翳りを生じたことは十分察せられる。しかしそれでも、永禄七年八月当時、フロイスは、

当平戸港はシナより来る商品販売の大なる開港場にして、（下略）

として、依然この段階にあつても中国船の来港がみられたことを記し、往時ほどではないにせよ貿易の実施されていたことを指摘している。

#### ウ 鉄砲・大砲装備の意義

ポルトガル貿易において隆信が鉄砲を輸入し、その操作を家臣に習得させ、実戦に利用したことについて、『大曲記』は次のように記している。

道可の御しんかうには、其比まで日本国にめつらしき物には鉄砲也、此てつほう玉薬を年々過分にかいおき、近習・外様の衆にてつほうけいこをもつはらにさせられければ、けいこつりの候ては、さけはりをいるほとの上手になられける。

として、多くの鉄砲を購入し、その操作を家臣にさせ、遂には下げ針を射ることが出来るまでに成果が上ったという。さらに、去程に石<sup>(火矢)</sup>ひや、はらかななどとして御<sup>(船)</sup>たちにも城々にもかいおき、又わてつ<sup>(鉄砲)</sup>ほうなと作り初る事もたねか島と平戸津よりそはしまりける。

として、鉄砲については単に輸入するに止まらず、平戸で製造も行なったとし、この他、石火矢(大砲)、ハラカン砲まで備えていたとする。これについては、永禄九年九月八日付の修道士アルメイダの書簡に、

平戸の王は五島の王の領地を奪ふため叛起せんことを勧めたるにより、その義兄弟の敗れたるを見て二百艘の大艦隊を準備し、ドン・アントニオを司令官とし、多数の小銃および砲数門を載せて来攻せんとすとの報伝われり。

とし、噂ではあるが松浦氏がこれを有していたことが周辺にも知られていたらしい。さらに『大曲記』によると、松浦氏は大村氏が二十人の鉄砲衆の支援を求めたが、三十挺の鉄砲を以て合力した。松浦氏以外でも、五挺、十挺を備えた者もあったが、不稽古で十分効果を發揮できなかったが、平戸衆は操作に習熟して、「うき鳥<sup>(浮)</sup>、かけ鳥<sup>(懸)</sup>なともいとり<sup>(射取り)</sup>、(中略)諸衆舌をまかりけり」という有様であった。こうして松浦氏は鉄砲で周辺諸領主より一步先んじていた。こうして、

自国他国平戸のつ<sup>(鉄砲)</sup>ほうの儀そのかくれなければ、とかく肥州へて<sup>(懸)</sup>きになる所は無之候。

として、松浦氏の「てつほうのいり<sup>(威力)</sup>き」が、遂に周辺を制圧する大きな成果をあげる結果になったことを鮮明に記している。

## 二 松浦氏の領国支配の実態

### 1 領国支配機構

#### ア 老 中

戦国大名松浦氏を補佐し、家臣の統制、合戦の指揮、その他に任ずる役があった筈である。この点に関し、早く弘定治世当時、「らう中」として、平山越中守という者のいたことが『大曲記』に記されていることはすでに見た通りである。また松浦氏の家譜である『家世伝』巻六〇、平山氏項は、この平山越中守を「老臣」としている。同書は多分に『大曲記』に依拠して編纂したものである。それからすれば、「らう中」というものであったと思われる。正確であろう。いうまでもなくこれは「老中」であると思われる。その出自は明らかではない。彼は弘定の下にあつて、必ずしも忠実な補佐を果たさず、むしろ田平・御厨衆と謀り、弘定に叛いて有馬氏に寝返った。『家世伝』は、彼を「殆非人也」として非難している。

次に大野定久が弘定・興信時代の老中であつたらしい。彼は弘定の弟であつた。平山越中守と双六の事で争い、結局先述の様に平山氏を有馬氏に寝返らせることとなった。興信の時、その命によって、大将の立場で兵船を率いて五島攻撃を行なっている(『大曲記』)。合戦に際して大将を務めるのは老中である。その子孫もまた老中であつた。フロイスによると、「この国の一貴人で、ウノ殿という異教徒は、ドン・アントニオ(籠手田安経——筆者注)の嗣子であるドン・ゼロニモの義兄弟にあつた(下略)」<sup>29)</sup>とある。ここに記される「ウノ殿」とは、翻訳者松田毅一氏によると、「Ynodono」と記されているという。一体、松浦氏の家臣に「ウノ」

〔宇野?〕氏はなく、恐らく大野氏のことであろう。彼は「貴人」であり、後述する老中である籠手田安経の嗣子ドン・ゼロニモ(同安一)の「義兄弟」であるというのである。このように隆信時代の「ウノ殿」＝大野氏というのが事実であるとすれば、彼もまた老中であると考えられる。

以上によると、老中は松浦氏の下にあって、弘定治世下の十五世紀末から十六世紀初頭までのうちには成立したといえる。そして、それは大野氏の如き、松浦氏の一族であった。そして、平山氏の如き、松浦氏に叛く者もあるなど、その主従関係は不安定な場合もある一方、大野氏の如き、弘定・興信・隆信三代にわたって世襲する場合もみられた。

戦国期隆信の治世下になると、右の大野氏の他、籠手田安経・一部勘解由・加藤源之助、及び籠崎へらさき氏が老中であつたとみられる。何れも直接的に老中であるとの表現は認められないが、種々の史料表現はこれを示すに十分である。いまそれを述べよう。

まず籠手田安経についてみよう。籠手田氏は、もと田平氏であつた。すでに述べたように、松浦氏と田平氏は血縁関係にあつた。すなわち、松浦平戸義の長子弘が田平氏に入嗣し、二男豊久が義の嗣子となつた。その後、豊久の長子昌が田平氏に入嗣し、二男弘定が豊久の嗣子として松浦平戸氏となつた。その後、昌は志佐氏に入り、志佐純本と改名した。その一方、豊久の三男栄が田平氏に入嗣した。この田平栄が籠手田の地(田平町)を知行して籠手田氏を名乗つたものである。ほゞ寛正年間のこととみられる。籠手田安経は栄の子安昌の子である。彼については、キリシタン史家片岡弥吉氏の研究がある。<sup>31)</sup>それは平戸での布教を図る宣教師が、鉄砲伝授を条件に松浦隆信に入信を求めたのに対し、隆信は

自らの名代として安経を入信させ、これによつて安経はドン・アントニオとの教名をもつ熱心な教徒となつた。<sup>32)</sup>片岡氏は、安経をキリシタンとしての側面について検討されたのである。しかし、老中、さらには領主としての安経については、殆んど関心を示されていない。

籠手田安経の地位についてフロイスは、「ドン・アントニオは平戸の王につぐ有力なる人にして、陣中の総大将なりしをもつて、〔下略〕<sup>33)</sup>」として、彼が松浦隆信領国の家臣中最高の位置にあることと、また合戦に際しては総大将であるとする。老中であることは明らかであろう。彼が元来松浦氏と深い血縁関係にある籠手田氏の出身であることによつて、老中の地位に就いたのも当然である。それ以上に彼が殊更隆信の信望を得たことについて、同じくフロイスの記すところによると、隆信の父興信が卒去した時、隆信は未だ幼少であつた。家臣達の多くは隆信以外の別の親族の者を家督としようとした。ところが安経の父安昌は、その家臣達の主張を抑え、隆信を育て家督に据えた。それ故に隆信は、安昌の子である安経に対して、「多大の恩義を蒙っていることを念頭に置いていた」<sup>34)</sup>のだという。

次に一部勘解由についてみてみよう。修道士ジョアン・フェルナンデスによると、「ドン・アントニオおよびドン・ジョアンは、当国において国王につぐ重要人物にして、諸人これに敬意を表せしが、〔下略〕<sup>35)</sup>」としている。一部氏は生月島(生月町)一部浦を本拠とする領主であつて、すでに永徳四年二月二十三日付の下松浦住人等一揆契諾状案にも、一部大和守授という者のいたことは先に述べたところである。ドン・ジョアンこと一部勘解由が、その後裔であることはいふまでもない。片岡氏によると、一部大和

守南入道が永禄六年に戦死し、その娘が松浦隆信の弟信賢に嫁して、一部信賢として相続した。しかし信賢が夭折したため、ドン・ジョアンに再嫁し、これによって彼は一部勘解由となったものであるという<sup>(36)</sup>。彼は兄籠手田安経と同様、隆信の名代としてキリシタンになったものらしい<sup>(37)</sup>。これらの事情からして、彼もまた老中であつたと考えたい。

次に加藤源之助についてみてみたい。フロイスによると、「ドン・アントニオとほとんど同じ（地位の）大身であつた<sup>(38)</sup>」とし、またバルテザル・ガゴもまた「この地の主要人物三人中の一人なるキリシタンあり、その名をドン・アントニオといい<sup>(39)</sup>」としているのは、そのうちの一人が同氏のことを指すものとみられる。ただし彼は「デウスの大敵<sup>(40)</sup>」であつて、仏教徒であつた。『家世伝』によると、加藤氏の一部・山田両氏と共に生月島の領主であつた。「生月三人衆」といわれるのは、彼等のことであろう。宣教師の右の記述からすると、彼もまた老中であつたものとみられる。

なおこの他、篁崎氏もまた老中であつたものともみられる。また合戦の大將となつていたとする『大曲記』の叙述から察せられる。ただし、その地位は右三氏からは一段低く扱われていたとみられる。

さて、これら老中は互に通婚がみられた。たとえば籠手田安経・一部勘解由の「姉妹」であつたドナ・ベアトリスは加藤源之助の妻となつていた<sup>(41)</sup>。また「ウノ殿」(大野氏か)は、安経の子安一(ドン・ゼロニモ)の義兄弟であつた<sup>(42)</sup>。元来、籠手田氏も松浦氏の一族であつたことからすれば、老中もまたこうして松浦氏と直接、間接に血縁であるケースが少なくなかつたものらしい<sup>(43)</sup>。

それでは、戦国期これら老中相互間、或いは老中と松浦氏とは

常に深い信頼関係にあつたのであろうか。この点について、加藤氏が籠手田安経・一部勘解由兄弟と異り、仏教徒であることを先に述べた。この加藤氏は、フロイスによると、「日本のデウス様の教えの最大の敵」であり、平戸で十字架を切り倒し、さらに大村純忠領の横瀬浦でも同様のことをした。またポルトガル船から荷下ししてこれを選んでいた船を押収し、その中のマリア像を自宅に持ち帰り、これに醜悪なものを描くなどをし、自宅に来訪した者に見せた。これらを隆信・鎮信父子も黙認したらしい<sup>(44)</sup>。そしてこれを知つた安経・勘解由兄弟を心痛させた<sup>(45)</sup>。また安経のキリシタンの家臣の一人は、右の船の運送中、この積荷を奪いに來た加藤氏の兄弟が艦長を務める武装船に乗り組んだその家臣の刀を奪つた。後日、この両者は平戸の市内で遭遇し、刀を奪い返した。加藤氏は当初刀を奪つた安経の家臣の行為は自らに対する名譽毀損であるとして、松浦隆信の子鎮信と結託し、配下の者を集めて教会を襲い、ついで安経を滅ぼそうと図つた。そのため、安経は家臣を召集し、教会を防衛すべく行動を起こした<sup>(46)</sup>。しかし、隆信が調停して事件は鎮静化したという。キリスト教をめぐつて、老中間に対立・抗争が生じたのである。

一方、老中と松浦氏との関係についてさらにみてみたい。これより先、平戸で布教活動を進めていたガスパル・ビレラは、仏像と経典などを焼却した。また宣教師と仏僧の宗論で敗れた仏僧は、安経が隆信に叛起して殺害を企てると隆信に中傷し、隆信に安経の殺害を求め、領内は不穏な状態になつた。これに対し隆信は、その家督就任に際しての安経の父安昌の恩義を考慮し、かつ安経追討を図つた際<sup>(47)</sup>、双方に多数の犠牲者を出ることを恐れ、その挙に出ることを避けた。そして安経にビレラ追放を黙認させるに止



まった。しかし、その後、大村純忠の安経宛書状を携えて平戸に赴こうとする四名のキリシタンの乗った船が発見された。隆信は、それを見て安経が純忠と内通して叛逆を企てたものと思ひ込み、その四人の者を惨殺した。<sup>48</sup>流石に安経を追討することはなかったが、隆信は老中安経を疑ったのである。ここにみるように、キリスト教をめぐり、双方に不信感が生じたのであった。

老中の所領規模については、安経のそれについて知ることができる。すなわち彼の所領は、平戸島内では獅子・飯良・春日各村、これと度島・生月両島に及ぶものであった。<sup>49</sup>このうち生月島は松浦弘定が獲得し、度島は松浦豊久が山代氏より略取したものであった(『大曲記』)。安経またはそれ以前の時期、松浦氏から籠手田氏に給せられたものとみられる。これらに対する支配について、度島の例をみると、その人口は永禄七年当時、三五〇人で、住民は悉くキリシタンであつて、唯一人の仏教徒もいなかったという。<sup>50</sup>そして獅子の地の統治にはデイオゴというキリシタンが當つていた。<sup>51</sup>遺憾ながら、その役職は不明である。同氏が知行地内の司法権をも掌握していたことはいうまでもない。安経の子安一は、知行地内における窃盗犯を自らの裁量において処刑する筈であったが、たまたま父安経の卒去間もない時期である故、これを赦したという。<sup>52</sup>

他の老中の所領については十分明らかではない。ただ一部氏の場合、平戸島の根獅子村が含まれていた。そしてそこには「村長デイオゴ」<sup>53</sup>という者がいた。先の獅子村の「頭」と同じ教名であるが、これは偶然の一致とみるべきであろうか。詳細は不明である。

なお老中は、松浦氏の膝下平戸に屋敷を有し、ここに住むのを

常とした。たとえば籠手田安経もまた平戸に家を構えていた。<sup>54</sup>しかし、これを以て完全に同氏が本拠を出て平戸に移居していたと見ることは正しくない。また一般家臣の平戸城下町集住も、隆信段階ではそれほどには進展したものではなかったものとみられる。「壺陽録」に、

鎮信公御家督より間もなく諸士は我領地のみ居けるを、平戸に家屋敷を給り、皆々御城下にそ召置さる事御軍慮有しことなりとそ。

として、鎮信(法印)段階からはじめて家臣の城下町平戸集住が進んだとしている。

イ その他

老中以外の役に関しては殆ど不明である。ただ祐筆とみられる者について、永禄五年九月当時、修道士アルメイダによると、「平戸に六十五歳前後のキリシタン一人あり、平戸の領主の秘書役にして、領主は大にこれを愛し、その家を維持する収入を与えたり。」<sup>55</sup>としている。しかし、彼は告白を行なおうとして、隆信の追及を恐れ、乗船して大友氏領の豊後に向かった。これを知った隆信はこれを追跡し、これを捕えて召還したという。永禄六年十月当時にみえる「平戸の王の書記官」<sup>56</sup>で大村に派遣された人物も、恐らくこれに近い存在であろう。

また、グスマンは、「平戸の王の財政管理の職にある家臣は、多数の禄を受けて人々の尊敬を一身に受けていた」<sup>57</sup>としている。財政管理の職の存在は当然の事であるが、当時の職名、及びその人名は分らない。なお隆信の下には飛脚があつて、周防大内氏等との間の連絡にあつていた。<sup>58</sup>

## 2 家臣の編成

### ア 家臣団の形成

すでにみたように、松浦平戸氏は、すでに義の時代に松浦党の紐差氏を討追し、ついで弘定時代に大島親父子、及び生月島の一部・山田・加藤三氏の帰服を受け、田平氏を初め、志佐・桃野・世知原・深江各氏に一族を入嗣させ、また松浦相神浦氏を討追するなどのことがあった。さらに興信時代には度島の地を山代氏から押領し、隆信時代に入つては、まず鷹島の地を収め、鷹島（後の大曲）氏を配下にしたことを手始めに、さらに松浦相神浦氏を制圧した。その後、志佐氏、壹岐の日高・立石両氏を支援して、波多氏を討追させ、日高氏等を配下に収めたことはすでに述べた。こうしたことを通して、その知行地と共に、その配下の者を家臣団に組み込んだものとみられる。

こうして、松浦平戸氏は、その勢力を拡大して戦国大名として成長するうえで、近隣の松浦党の諸氏を討追、或いは配下とし、さらには一族の者をそれらに入嗣せしめた。その一方、一族の籠手田・一部両氏や生月出身の加藤氏その他を老中として権力の中樞に据え、支配体制の整備充実に務めたものとみられる。従って、戦国大名松浦氏の下では、鎌倉・室町時代に同氏と対等、ないしそれを上廻る領主権力を有した者は、制圧、または排除され、新たに松浦平戸氏の一族、ないしこれに抜擢された者たちが頭角を表わし、進出してその権力体制を構成したものとみることができよう。

### イ 家臣団の編成

『大曲記』によれば、

家の御親類衆にも籠手田殿、法名慶甫父子、桃野兵庫助殿父

子、深江安房守殿父子、大野豊前守殿父子、糸屋九郎右衛門尉殿、佐々刑部丞殿、同清左衛門殿、其外一族衆、諸浦衆にも功名あまた御座候。

とある。右の籠手田廉甫とは、安経の祖父栄を、またその子とは安昌を指す。これら親族衆が、一族の中でもとりわけ重要な支柱となっていたことを指摘している。これを初めとして、諸浦衆があつたとする。これは各浦ごとに、地域的な軍編成のあつたことを示唆している。一方、これに対して、城下町平戸には平戸衆があつた。

このうち諸浦衆について、『壺陽録』は、各徒士の者百名から構成され、「弓を業とす」として、弓の部隊であつたとする。これに対し、長柄衆という鎗の部隊もあつたらしい。そして、それは各百名から構成された。しかも、「一人百石づつにて土也、鎗を業とす、今長柄者の祖也」としている。弓を業とする徒士より、一段上位の知行百石程の者であつたという。この他、右の弓・鎗の部隊とは別に鉄砲衆があつた。年代は特定し難いが、松浦氏が大村氏から「てっぽう衆二十人はかり」の支援を求められたといい、また永禄六年当時「道可（隆信―筆者注）も五百ほとにて、てっぽう百丁ほとにて乗陣して」として、五百人に百丁の鉄砲を持たせて出陣したという。鉄砲衆の構成については詳細を得ないが、大島筑前守が番頭となった事例を見ることができ（『大曲記』）。或はこれら軍団の中級の指揮者であつたかとみられる。

一方、寄力衆がみえる。戦国大名の軍編成は、基本的に主従制と寄力・同心制の両者から構成されるのであるが、この寄力衆と、右にみた平戸衆・諸浦衆との関係の詳細は遺憾ながら不明である。

この他、『大曲記』は、家臣に近習があり、さらに外様という一

族外の一部の者を以て構成したらしい集団のことを挙げている。さらに、佐々村の鳥屋城に、一時期大野源七郎を城番として守備させたとしている。

### 3 松浦氏権力の限界

すでに述べたように、松浦氏はその戦国大名化の過程で、大内氏や大友氏に偏諱を請い、これを得るなどして、巧みに局面を有利に展開しようと図り、その限界を補おうとしている。

こうした権力のありかたについてみると、右にみるように、一応籠手田・一部・加藤各氏等を老中に据え、権力機構をつくっているものの、なおそこに限界があったことを認めねばならない。老中等による奉書発給形式すら成立していた証拠を見出すことができない。

そもそも隆信自身、その家督就任については多くの老臣等の反対があり、それを押し切って籠手田安昌が敢えて隆信を家督としたことは、籠手田安昌の嗣子安経に対し、その領主（家臣）としての強大さもあって、何かと配慮をせざるを得なかった。たとえば、キリスト教が広まりをみせた当時、仏僧達は安経が叛起しようとしているとの中傷をつくり上げ、隆信に対しては安経を殺害するよう勧めた。これに対して隆信は、安経が「いとも高貴な人物であったので、肥州（隆信——筆者注）は彼を殺すことを恐れた。なぜならば彼は、そのようなことになった場合、双方に大勢の死者が出ることを案じたからである」というのは先にも触れた通りである。

隆信に圧力を加えたのはそればかりではない。宣教師が仏像の焼却をした際、領内の安満岳と志々伎山の二寺の僧はこれに怒り、隆信の下に赴き、宣教師の処罰を求め、さもなくば、「殿自身が危

険に曝され、家臣の間に叛乱が勃発するであろう」と脅迫する有様であった。これに対し、隆信は、自らはキリスト教を憎悪し、司祭を殺害したいところであるが、宣教師と不可分の関係にあるポルトガル貿易の利を考慮し、他方籠手田安経とその一族の威を恐れ、行動に移すことはできなかったのである。キリスト教とポルトガル貿易をめぐる状況が、領国内における戦国大名隆信の権力を制約する状況となっていることが分る。

### 三 松浦氏の「御条目」

#### 1 三種の写

今日、松浦家に伝来する什器や古文書・古記録を収蔵する松浦史料博物館（平戸市）に、松浦隆信が制定施行したとされる条々が三通みられる。これらは基本的には同一のものであって、何れも十一条よりなるものである。ただし、その仕立て、及び字句が相互に微妙に相違している。いまこれらを示すこととしよう。

#### ア 御条目

これは、縦二七・五センチメートル、横一九・五センチメートルの和綴本に、六ページにわたって記されている。これに表紙がつけられている。表には左肩に、

#### 政廳要録 一、

また右肩に、

#### 道可公御代

#### 御條目

との外題を記す題簽が認められる。内容は次の通りである。

御條目

- 一、今度隨戰功之輕重而、雖施恩賞、相洩之輩於有之、遂吟味、宜相計事、
- 一、所領ホ若令混雜、境目論有之、聞届、明白可申付事、
- 一、訴出時、深可考其淵底、役人私欲、則難究理非之當否、或賄賂之依多少、裁許加親疎之輩、速可罰之、又役人權威を振、則訴訟人恐憚、是非之所存可難申、慈悲を以聞之、可勘得失事、

- 一、爲主人者、家頼鼻肩偏頗不可有之、考其忠否可進退、佞人進、則忠臣可退事、

- 一、諸勝負堅可令停止事、
  - 一、敵襲東、則可旋西事、
  - 一、萬事守儉約不可誇、常武士之儀を可嗜事、
  - 一、拜佛神時、先我心を可信事、
  - 一、國家政道者、心鏡を明よして可照見事、
  - 一、武具、馬具、應其分限可嗜事、
  - 一、領内不寄卑俗・凡下、可成物司器量之者可告知事、
- 以上拾壹箇條、

右の通りである。

イ 印山道可尊君御條目

次に縦二六・五センチメートル、横一〇二・五センチメートルの折紙（一枚）に書かれた写がある。その冒頭に、

印山道可尊君御條目

と書かれている。印山は松浦隆信の号、そして道可とは永禄十一年に隆信が隠居し、剃髪して得た法名である。その記述は次の通りである。

印山道可尊君御條目

- 一、今度隨戰功之輕重而、雖施恩賞、相洩之輩於有之、遂吟味、宜相計事、
- 一、所領ホ若令混雜、境目論有之、聞届、明白可申附事、
- 一、訴出時、深可考其淵底、役人私欲、則難究理非之當否、或賄賂之依多少、裁許可親流之輩、速可罰之、又役人權威ヲ振、則訴訟人恐憚、是非之所存可難申、慈悲を以聞之、可勘得失事、

- 一、爲主人者、家頼鼻肩偏頗不有之、考其忠否可進退、佞人進、則忠臣可退事、

- 一、諸勝負堅可令停止事、
  - 一、敵襲東、則可旋西事、
  - 一、萬事守儉約不可誇、常武士之儀を可嗜事、
  - 一、拜佛神時、先我心を可信事、
  - 一、國家政道も、心鏡を明よして可照見事、
  - 一、武具・馬具、應其分限可嗜事、
  - 一、領内不寄卑俗・凡下、可成物司器量之者可告知事、
- 以上拾壹箇條、

右の通りである。

ウ 道可様御條目

次に、縦二七・四センチメートル、横五四・五センチメートルの折紙（一枚）に書かれた写がある。その冒頭に、

道可様御條目

とある。先に述べたように、道可とは松浦隆信の法名である。これを示そう。

道可様御條目

一、今度隨戰功之輕重而、雖施恩賞、相洩之輩於有之、遂吟味、  
宜相計支、

一、所領亦若令混雜、境目論有之も、聞届、明白可申附事、

一、訴出時、深可考其淵底、役人私欲、則難究理非之當否、或

賄賂之依多少、裁許加親流之輩、速可罰之、又役人權

威ヲ振付テリ、則訴訟人恐懼、是非之所存可難申、慈悲を以聞之、

可勘得失事、

一、爲主人者、家頼鼻肩偏頗不可有之、考其忠否可進退、佞人

進、則忠臣可退事、

一、諸勝負堅可令停止事、

一、敵襲東、則可旋西事、

一、萬事守儉約不可誇、常武士之儀を可嗜事、

一、拜佛神時、先我心を可信支、

一、国家政道も、心鏡を明しして可照見事、

一、武具・馬具・應其分限可嗜事、

一、領内不寄卑俗・凡下、可成物司器量之者可告知事、

以上拾壹箇條

右の通りである。なお、右のウ第三条には、付箋が認められる

こと、右に記す通りである。その付箋には、

流も疎字之誤ニ而御座候哉、

と記されている。

さてイ・ウ二つの写は、共に縦四〇センチメートル、横六センチ

メートルの紙袋に収められている。その紙袋には、

天文・永祿間

道可公條目寫 二枚

と記されている。

2 字句の異同

さて、右の三種の写は、冒頭に述べたように、字句が相互に異  
同している。いまこれを表示すると、次の通りである。この際、  
『政廳要録 一』所収の「御條目」をア、「印山道可尊君御條目」  
をイ、「道可様御條目」をウとする。

条数	写	ア	イ	ウ
一	宜相計事	宜相計支	宜相計支	宜相計支
二	可申付事	可申附事	可申附事	可申附事
三	加親疎之輩	加親流之輩	加親流之輩	加親流之輩
三	權威を振	權威ヲ振	權威ヲ振	權威ヲ振
三	可勘得失事	可勘得失事	可勘得失事	可勘得失事
四	不可有之	不有之	不可有之	不可有之
四	佞人	佞人	佞人	佞人
八	可信事	可信支	可信支	可信支
九	国家政道者	国家政道も	国家政道も	国家政道も
十	可嗜事	可嗜支	可嗜事	可嗜事

さて、右の異同表にみるように、その内容はさまざまである。

すなわち、「事」を「支」と異字体を用いたもの（イ・ウの一条、  
八条、イの十条）、同様に「得」を「得」としたもの（イの三  
条）、「者」を「も」と旧仮名で表したもの（イ・ウの九条）が認  
められる。また正字「附」（イ・ウの二条）を用いるものと、略字  
「付」（アの二条）を用いたものがある。さらに平仮名「を」（ア  
の三条）と「ヲ」（イ・ウの三条）を用いたものがある。

この他、「親疎」（アの三条）を「親流」と誤記したもの（イ・

ウの三条)もある。この点について、ウの三条の下には付箋が認められ、ここに先に記したように、「流」は「疎」の誤ではないかと記している。誤については、この他、「不可有之」(ア・ウの四條)とすべきところを、「不有之」(イの四條)と誤記したのもある。また「佞人」(アの四條)を、「佞人」(イの四條)、「佞」(ウの四條)等としたものもある。

以上の状況から、結局(ア)『政廳要録 一』所収の「御條目」が、三種の写の中では最も良質のものということが出来る。そして、「親流」と誤記するイ・ウの三条のうち、ウに先述のような付箋が認められることは、イからウが筆写されて成立したことを窺わせている。そしてウの筆致は、ア・イと比較してやや粗雑である。それにしても、正文が認められないのは遺憾である。

### 3 条々の形式と内容

すでにみたように、この条々は全十一条からなっている。いまま簡単にこれを吟味しよう。

第一条は、恩賞地給与に遺漏ある際に就いては、適切な対応をすべしとの趣旨を述べる。この際、「今度」の「戦功」とするのが、何時のことを指すのか不明である。この点を含め、この十一カ条全てにわたって、具体的な固有名詞が全く認められない。この点一つの特徴をなしている。なおその文言についていえば、「相洩之輩於有之」の次に「者」の文字が記されているべき筈である。或は正文にはあつたのかとも思われるが確認できない。三種の写には共にみえない。

第二条は、家臣間の所領紛争に関する訴訟については、これを受理のうえ、適切・明快な裁許をなすべしとする。当然のことである。

第三条もまた訴訟に関するものである。この際、奉行人は徹底した審理を行うべく、その際、私利私欲、親疎によって処理すべからず、また権威振らず、慈悲の心を以て当るべしとする。家臣の所領に対する執着は大であり、それだけに訴訟も頻発した筈である。二・三の両条にわたって関係条項を設けた理由もそこにある。

五・六・七各条は、主として家臣の統制に関するものである。家臣間の抗争の原因となる勝負事を禁止するとする。また敵が東方から攻撃した際は西方へ廻れとし、正面からの激突を回避させる策を考慮する。七条は儉約励行、と武士の本分を弁え、誇ることなきよう自重を求める。

八・九両条は、精神的な教訓を述べる。八条は神仏を崇拜するに際しても、まず己の心を信ぜよとする合理主義的思惟が窺われる。そして九条は、松浦氏の領国統治については、清澄な心境を以って当るべしとする精神主義の態度が示される。

十・十一両条もまた領国支配に関する立場から規定している。すなわち、十条について、かねて家臣は知行高に応じて武器・馬具を整備せよ。十一条は、たとえ卑俗・凡下の類であっても、「器量之者」があれば報告せよとし、人材発掘を試みている。

以上のように、何れも現実を見据えてこれに対処しようとする姿勢が十分に窺われる。

### 4 形式上の問題

さて、右の様な内容をもつこの条々において、いささか異例と思われるのは、ここに制定の日付、及び制定者の名が共に記されていない点である。戦国家法にあつては、条々記載の後、奥に日付と制定者の名を記すことをもって基本とする。このありかたに

照らして、いささか特異である。その点、三つの写に共通している。

ただし、このうちア『政廳要録 一』所収の「御條目」のみに関し、その和綴本の表紙の右肩の題簽に、「道可公御代御條目」とし、写(イ)が、冒頭に、「印山道可尊君御條目」と記し、写(ウ)が、これまた冒頭に、「道可様御條目」としている。要するに、松浦隆信入道道可が制定したとする点において共通する。しかし、日付については全く記するところがない。ただ、写イ・ウを収めた紙袋の表に、先述のように、

天文・永祿間

道可公條目寫 二枚

との記述が含まれているのみである。

松浦隆信は天文十年に家督となり、永祿十一年嫡子鎮信にこれを譲って隠居し、剃髪して法名道可と号した。右の写は共に隆信とせず、道可としている。もしこれを率直に受止めるとすれば、家督を離れて隠居した後の制定にかかるものということになる。抑々隠居後の者が条々を制定することがあるのか。一步譲ってこれを認めるとしても、家督を離れた立場の者の作成にかかるものを、厳密にいつて戦国家法ということができるとかという問題がある。

この観点からして、右の「天文・永祿間」との記述についていえば、道可とは永祿十一年以後の法名であるから、これ以前のことに天文年間では隆信であつて道可ではない故、ここに天文の年号が記されるのは齟齬し、不適切である。ただ、これらは共に写であり、後世に於いて隆信のことを単に道可と書いたものであるとも見做すことができよう。

次に、いまま少し他の条々について、日付・制定者がどう扱われているか見てみよう。まず松浦氏の場合、隆信の後、降った江戸時代鎮信(天祥)の時代、寛文二年三月二十五日に制定された「在々定」がある。これは『政廳要録 七』<sup>61</sup>に、「天祥公御代御仕置帳」との外題がある他、条々の冒頭に「在々定」とあり、奥に、「寛文二年寅三月廿五日」とあるのみで、そこに鎮信の名は特に記されていない。

この他の松浦氏関係のものとして、『政廳要録 九』<sup>62</sup>に、「天祥公御代御家訓」との外題をもつ条々がある。これには冒頭に、「家訓」と記され、奥に「寛文八年申七月七日」の日付と、家老の地位にあつたとみられる安藤八左衛門以下十一名の者に対してこれが宛てられる形をとっている。しかし、ここにも鎮信の名は記されていない。

一方、他の戦国家法について少しくみてみよう。まず「甲州法度之次第」(保坂潤治氏本)<sup>63</sup>には、奥に、

天文拾六年丁未

六月朔日

(晴信) (花押)

と、日付と制定者である武田晴信の花押が据えられている。次に、肥後人吉に本拠を置く相良氏の場合、その制定した相良氏法度についてみてみよう。これには、冒頭に、

爲續・長每兩代之御法式

と記し、奥には単に、

明應二年卯月廿二日

と日付を記すのみである。さらに越前一乗谷に本拠を置く朝倉氏の場合、その朝倉孝景条々についてみてみよう。まず黒川本には、袖に、

## 朝倉英林壁書

とあり、奥に特に日付を記さず、単に、

## 朝倉弾正左衛門尉日下氏

## 孝景入道英林

とするのみである。またその新井白石本には、袖に、

## 朝倉英林入道子孫へ一書

とする。そして奥には、日付、制定者名共に記載がない。

次に、相模国小田原に本拠を置く後北条氏についてみてみよう。その群書類従本には、袖に、

## 早雲寺殿廿一箇條

とあるのみで、奥に制定の日付、制定者名共に記されてはいない。

以上によれば、制定日、制定者の記載いかんは、実際には種々のものがみられた。そして、新井白石本朝倉孝景条々、及び群書類従本早雲寺殿二十一箇の記述相式が、「御條目」等と類似したものであるということが出来る。ただ何れも写によるものであり、隔靴搔痒の感を免かれず考証はその意味で限界あるとはいえず、松浦隆信制定のものであるとしても不都合はない。

それでは隆信の制定であると断定してよいのかといえば、完全に疑問が払拭されるわけではない。まず、松浦氏の家譜である『家世伝』のうちの、『道可公家世伝』において、隆信がこの条々を制定施行した重要事項について、全く記していない。次に、この条々には固有名詞が全く用いられておらず、その意味で具体性に乏しい。従って、松浦隆信は勿論、松浦氏関係のものであると特定できるものは、内容上全く見出すことはできない。もっともこの点、前者については、『道可公家世伝』が隆信の事績のうち、特に合戦に主な関心を向け、領国統治問題についてはさして関心を向けて

おらず、従って特に「御條目」のみを欠落させたものとも思われない。

一方、後者についていえば、先述の如き状況であるとはいえず、ほぼ戦国時代のものであると出来る。ただ強いていえば、前半の六条と、後半の七十一條とはいささか趣を異にしているといえなくもない。すなわち後半部は、やや江戸時代の文言らしき箇所が含まれている。特に七条に、「萬事守儉約」とあり、さらに続けて、「常武士之儀を可嗜事」とあるのは、江戸幕府が強調する質素儉約や、士農工商の身分制社会を想起させるものがある。従って、後世松浦隆信に仮託して作成された可能性も全く否定出来ないわけではない。しかし、武士の語は江戸時代以前から用いられている<sup>64</sup>。

以上によって、幾つかの疑問点を残すものの、ほぼ松浦隆信の制定公布にかかる戦国国家法であると認めることができよう。

それではその制定の時期は何時であるか。この点、先述のように写イ・ウを収めた紙袋の表に、

## 天文・永禄間

とあるのが想起される。『道可公家世伝』の記すところによれば、隆信は天文十年に家督となり、永禄十一年に隠居したとする。これによれば当然この期間中でなければならぬ。しかも、その領国支配の体制が或る程度成熟した段階に絞られる。ということであれば、先述の隆信の権力の推移状況から、ほぼ永禄九年以降、その隠居する同十一年以前の時期、とりわけ、第一條で「今度」の「戦功」とするのは、永禄九年における松浦相神浦氏制圧に際してのことを指し、その直後の制定であると考えたい。



## まとめ

以上、これまで検討したことをまとめると、戦国大名松浦氏は、戦国期に入って、突然隆信が一代で急速に大名化に成功したのではない。それ以前、十五世紀中期の義の時代から周辺領主と対立抗争する間に、徐々にこれらを追討、服従させるなどして所領の拡大に成功し、発展の基礎をなしたといえることができる。

松浦隆信は、これらに支えられて戦国大名化した。その過程で志佐氏を配下に収め、松浦相神浦氏を追討し、また鎮信は、壹岐を領国に組み込んでいる。天文十九年以後ポルトガル貿易を展開し、鉄砲を獲得したことは、周辺領主を圧倒し、大名化にプラスした。しかし、一方そのことは、不可分の関係にあるキリスト教の領内弘布を招き、皮肉にも家臣・仏僧との間、さらには家臣相互間の対立・不和を惹起するマイナスを生じた。そして松浦氏の権力の限界を示す結果となっている。

領国統治も、一応老中等権力の中枢機構は成立したとはいえ、これとの間にも十分な信頼関係を構築してはならず、それが十分に機能を果たしているとはいえない。

松浦氏に「御条目」が伝えられる。十一條からなるこの条々は、制定日・制定者名を奥に記しておらず、単に表題に「道可公」(隆信)の制定とするのみであり、内容に特に松浦氏との関係を窺わせる記述はない。しかし、全体的にみてほぼ隆信が永禄九年に制定したものと思われる。

### (注)

(1) もっともこの点、永禄七年ポルトガル船の平戸入港があった。

松浦氏の領国支配

(2) 藤野保氏「戦国大名家臣団の存在形態——壹岐国を中心にみた平戸松浦氏の一考察」日本歴史一二二号。

(3) これらについては、拙稿「松浦党に関する一考察」『中世日本の諸相』下。

(4) 「山代文書」弘安六年三月二十五日肥前国守護北条時定書下。

(5) たとえば、「松浦文書」暦応二年四月二十六日一色範氏奉書にも宛書に「松浦相知孫四郎殿」とあり、「伊万里文書」貞和六年九月十日足利直冬感状にも、同様宛書に「松浦福島武末九郎殿」とある。ここでは相知松浦・福島松浦等とは記されていない。他にも多くの徴証がある。

(6) 「山代文書」。

(7) これらに関しては、「松浦文書」東京大学史料編纂所蔵・京都大学国史研究室蔵・松浦厚氏蔵の他、「松浦文書類」松浦章氏蔵。「籠手田文書」尊経閣文庫等がある。

(8) 「歴代鎮西要略」「歴代鎮西志」「北肥戦誌」の他、直接正面から叙述したものととして、「壺陽録」(別名「三光譜録」)・「印山記」(共に松浦史料博物館蔵)があり、松浦家が江戸時代に編纂した膨大な家譜「家世伝」(同前所蔵)がある。

「大曲記」については、「家世伝」巻二七、本伝二六に、「大曲記、宗陽公之時、大曲藤内所著也」とし、「家世伝」巻五八に、「大曲藤内、寛永十七年十二月十五日死、享年八十九」とあり、隆信時代に生きていた人物であって、史料価値は、少なくとも戦国期については高い。

(9) 拙稿「松浦党『源義』の対鮮貿易」佐世保高専研究報告8号。

(10) 「李朝実録」巻七、成宗元年九月丙子日条、同巻百四成宗十年五月庚辰日条、その他。

(11) 「李朝実録」巻三九、成宗五年二月戊午日条、その他。なお「肥前州太守」「肥前州平戸寓鎮肥州太守」の肩書は、その後の豊久も用いている。

(12) 注(9)に同じ。

(13) 以下特に断らぬ限り、出典は「大曲記」である。

(14) フロイス『日本史』6、一九六ページ。

(15) 他に少弐資元の子が鎮とするものもあるが、「大曲記」に従い弟と考へたい。

(16) 岡本良知氏『十六世紀日欧交通史の研究』。拙著「松浦氏と平戸貿易」

- 易」。
- (17) 「青方文書」安貞二年三月十三日関東裁許状案にも、裏付けがある。
- (18) 『鉄砲記』。
- (19) 『日本一鑑』。
- (20) 岡本氏前掲書、三二七頁以降。
- (21) 『イエズス会士日本通信』上、一一九ページ。弘治三年十月七日、ガス・ビレラの書簡。
- (22) 同前。二二六ページ。永禄四年八月二十二日、ルイス・デ・アルメイダの書簡。
- (23) フロイス『日本史』6、一九〇ページ。
- (24) 同前6、一九一ページ。『イエズス会士日本通信』上、三九八ページ。
- (25) 『イエズス会士日本通信』上、二六三―二六四ページ。永禄五年九月十四日、アイレス・サンチェスの書簡。
- (26) 拙著『松浦氏と平戸貿易』一二五ページ。
- (27) 『イエズス会士日本通信』上、四〇〇ページ。永禄七年八月二十八日、フロイスの書簡。
- (28) 同前下、一〇九ページ。語句一部修正。
- (29) フロイス『日本史』6、一九七ページ。
- (30) 同前6、一九九ページ。
- (31) 片岡弥吉氏「籠手田一族」カトリック研究二〇巻四号。同「ドン・アントニヨ籠手田左衛門の身分と子孫」カトリック一六巻一二号。
- (32) 『壺陽録』。
- (33) 『イエズス会士日本通信』上、三九三ページ。永禄七年八月二十八日、フロイスの書簡。
- (34) フロイス『日本史』6、一九六ページ。
- (35) 『イエズス会士日本通信』下、六ページ。永禄八年八月二十九日、ジョアン・フェルナンデスの書簡。
- (36) 片岡氏「籠手田一族」前掲。
- (37) 『壺陽録』。
- (38) フロイス『日本史』9、二八〇、二八一ページ。
- (39) 『イエズス会士日本通信』上、一八六ページ。永禄二年十月二日、ガゴの書簡。
- (40) フロイス『日本史』9、二八〇ページ。
- (41) 同前9、二二一ページ。
- (42) 同前6、一九七ページ。
- (43) 『十六、七世紀イエズス会日本報告集』第III期第一巻二二九ページ。一五五八年一月十日ベルシヨール・ヌネスの書簡に、「国王が政治に用いる貴人らと近親の間柄であり」とあるのはこれを裏付ける。
- (44) フロイス『日本史』6、二八八ページ。
- (45) 同前6、二八一ページ。
- (46) 同前6、二八二―二八四ページ。
- (47) 同前6、一九六―一九七ページ。
- (48) 同前6、二〇四ページ。『イエズス会士日本通信』下、一〇ページ。永禄八年八月二十九日、ジョアン・フェルナンデスの書簡。
- (49) フロイス『日本史』6、一八九ページ。
- (50) 同前7、四三ページ。『イエズス会士日本通信』上、三八五ページ。
- (51) フロイス『日本史』9、一四五ページ。
- (52) 同前10、七六ページ。
- (53) 同前9、二八九ページ。
- (54) 同前9、一三三、一三七、二一五各ページ。『イエズス会士日本通信』上、二一九ページ。
- (55) 『イエズス会士日本通信』上、二六五―二六六ページ。
- (56) 同前上、三三四ページ。
- (57) グスマン『東方伝道史』下、三七ページ。
- (58) 「籠手田文書」年未詳正月十七日飯田興秀書状。これによれば、松浦隆信から大内氏下の飯田興秀宛への飛脚が認められる。
- (59) フロイス『日本史』6、一九六ページ。
- (60) 同前6、一九〇ページ。
- (61) (62) 松浦史料博物館蔵。
- (63) 『中世法制史料集』第三巻所収。以下のものも共に同書所収のものによった。
- (64) たとえば、『百練抄』正治元年二月十四日条。